陸上移動局	八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八一五MHz以上八四五MHz以下及び八六〇MHz以上八九〇MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値		
		イ　八一五MHz以上八四五MHz以下及び八六〇MHz以上八九〇MHz以下	任意の三・八四MHz幅で（一）六〇デシベル以下の値		
		ウ　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値		
	九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（九〇〇MHz以上九一五MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値		
		イ　九〇〇MHz以上九一五MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下	任意の三・八四MHz幅で（一）六〇デシベル以下の値		

第二十四条第四項第二号の表中「八五〇MHz」を「八四五MHz」に、「八九五MHz」を「八九〇MHz」に改め、同項第三号中「並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」を削り、同号の表基地局の項を次のように改める。

		ウ　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値		
基地局	八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八五〇MHz以上九〇〇MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値		
		イ　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下（一、四六五・九MHz以上一、五二〇・九MHz以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。）	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値		
		ウ　二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で（一）五二デシベル以下の値		
	九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（九三五MHz以上九七〇MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値		